

議案第 1 1 2 号

調布市知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

すまいる分室の位置及び利用時間を改めるため、提案するものであります。

調布市知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例

調布市知的障害者援護施設条例（平成 11 年調布市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「布田 2 丁目 29 番地 4」を「国領町 3 丁目 19 番地 1」に改める。

第 7 条中「午前 8 時 30 分から午後 5 時まで」を「次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) そよかぜ及びすまいる（すまいる分室を除く。） 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- (2) すまいる分室 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。